

①国名	ジンバブエ共和国 Republic of Zimbabwe (ZW)				
②名称	Ministry of Justice, Legal and Parliamentary Affairs Companies and Intellectual Property Office of Zimbabwe (CIPZ)				
③所在地	Century House East, 38 Nelson Mandela Avenue, P.O Box CY 177, Causeway, Harare				
④連絡先	(電話) (263 4) 781 835 (FAX) (263 4) 777 372 (E-mail) vmabiza@gmail.com (internet)				
⑤組織の長	Chief Registrar : Mr. Willie Mushayi Secretary for Justice, Legal and Parliamentary Affairs: Mrs. V. Mabiza				
⑥沿革	<p>(1) 英国自治領からローデシア共和国を称した白人政権が存在した時期もあったが、1980年4月18日に英国からの独立が承認され、現在の国名となった。ジンバブエにおいては、知的財産権に関しては独立日前に有効であった法律が引き続き適用されている。憲法については2013年に改正され、知的財産に関する具体的な規定は含まれていないが、第33条に伝統的知識の保護と、第71条に財産権の保護及び国防・公共の利益等の理由を除き、合理的な補償なく剥奪することを禁止する旨が規定されている。</p> <p>(2) ジンバブエにおいては、1994年に特許、意匠及び商標について改正が行われ、次の各法が施行された。</p> <p>特許法 : Act 20/1994(s.7)により改正された特許法(Chapter 26:03)、1994年施行 意匠法 : Act 20/1994(s.6)により改正された工業意匠法(Chapter 26:02)、1994年施行 商標法 : Act 20/1994(s.8)により改正された特許法(Chapter 26:04)、1994年月施行</p> <p>(4) 2024年4月1日現在、WIPOに最新として寄託されている法律は以下のとおり。</p> <p>特許法(Chapter 26:03, 改正 Act No. 14/2002) : 2002年12月20日施行 意匠法(Chapter 26:02, 改正 Act No. 25/2001) : 2002年3月1日施行 商標法(Chapter 26:04, 改正 Act No. 3/2010) : 2016年7月1日施行</p>				
⑦所管	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止、半導体集積回路配置権、植物新品種育成権				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1981/12/29	1980/4/18		2019/12/12	
	ナイピ [°] (オリンピ [°] ック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1980/4/18			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード [°])
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		2015/3/11	1997/6/11		
	ストラスブール	ウィーン	WTO		
			1995/3/5		

①国名	ジンバブエ共和国 Republic of Zimbabwe (ZW)					
①統計データ	出願件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数			41	32
		(内 外国出願)			8	5
		(内 日本から)				
		(内 PCT ルート)			3	
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	4	14	17	14
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
	商標	全数	1,011	921	2,154	2,011
		(内 外国出願)	1,011	921	1,487	1,287
		(内 日本から)	22	27	23	12
	登録件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数			36	27
		(内 外国出願)			3	2
		(内 日本から)				
		(内 PCT ルート)				
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
	意匠	全数		12	3	14
(内 外国出願)						
(内 日本から)						
商標	全数	1,080	980	3,592	1,648	
	(内 外国出願)	1,080	980	2,025	1,020	
	(内 日本から)	30	28	31	22	
出典：WIPO IP Statistics						
⑫ 組 織						
<組織図> (情報が得られませんでした)						

①国名	<p style="text-align: center;">ジンバブエ共和国 Republic of Zimbabwe (ZW)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2002年12月20日施行（特許法：Chapter 26:03, 改正 Act No. 14/2002）
	③地理的効力の範囲	ジンバブエ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO の加盟国（ルスカ条約）、ハラレ議定書締約国 特許協力条約(PCT)締約国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(特許法第6条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。ただし、議定書出願の出願人が議定書締約国外の住所の場合、締約国で資格を有する弁護士、弁理士又は法律実務者によって行なわねばならない。(特許法第97条)
	⑦出願言語	英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日（完全明細書をジンバブエに提出した日）から20年。(特許法第25条、第11条)
	⑨新規性判断の基準	国内公知、内外国刊行物(特許法第2条(2))
	⑩グレース・リオト ¹⁾	有。出願人の了解又は同意なく使用又は公開された発明、出願人から知得した者が出願人の了解又は同意なく使用、公開、又は出願した発明については、次の場合、次の出願は上記に基づく新規性は考慮されない。(特許法第19条) (1) 公の、又は公認の博覧会における展示日から6月以内の出願 (2) 学術団体等における、又は印刷による公表日から6月以内の出願
	⑪非特許対象	(1) 人体又は動物の診断若しくは治療方法、 (2) 微生物学的方法以外の動植物を生産するための生物学的方法 (以上、特許法第2A条) (3) 自然法則に反する陳腐なもの、 (4) 一般に類推可能な発明。 (5) 公序良俗に反する発明、 (6) 人体、動物又は植物の生命又は健康を脅かす発明、 (7) 既知の成分を混合し、既知の特性を有する集合体、食料若しくは医薬品の物質又は製造方法の発明(以上特許法第13条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。非特許事由、産業上の利用可能性、新規性、進歩性、冒認、記載要件。(特許法第11条、第17条)
	⑬審査請求制度の有無	無。(特許法第11条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。ただし、出願人は出願から18月の公開の延期を申請することができる。(特許法第16条)
	⑯異議申立制度の有無	有。完全明細書が受理され、出願の公開日から3月間、何人も登録官に異議申立を行なうことができる。(特許法第17条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は無効を裁判所に提訴することができる。(特許法第45条)
	⑱実施義務	有。ジンバブエで実施可能にも拘わらず、実施しておらず、不実施に十分な理由がなく、ライセンスの申込が合理的な理由で認められなかったとき、ライセンスの申込から6月徒過し、裁判所が認めた場合。(特許法第31条)
	⑲費用	
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	ジンバブエ共和国 Republic of Zimbabwe (ZW)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2002年3月1日施行(2001年法律第25号(Chapter 26:02))
	③地理的効力の範囲	ジンバブエ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPOの加盟国(ルスカ条約)、ハラレ議定書締約国
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人)(意匠法第8条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。ただし、議定書出願の出願人が議定書締約国外の住所の場合、締約国で資格を有する弁護士、弁理士又は法律実務者によって行なわねばならない。(意匠法第54条)
	⑦出願言語	英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から10年。5年延長できる。(最長15年)(意匠法第16条)
	⑨新規性の判断基準	国内公知、内外国刊行物(意匠法第6条(3))
	⑩グレース・ピリオド	有。出願日から前6月間に公認の博覧会等の展示。出願物品が美術品でもあり、著作権者の承認を得て出願する場合の美術品としての使用。(意匠法第12条(e))
	⑪不登録対象	(1) 新規性及び進歩性の欠如 (2) 文学的又は芸術的な性格の物品(意匠法第6条) (3) ジンバブエに居住する者が6週間以上前に国外で出願した物品(意匠法第11条(4))
	⑫実体審査の有無	無。方式要件についての審査が行われる。(意匠法第9条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。同一出願に複数の意匠を登録することができ、同一性に実質的変更がないことを理由として拒絶してはならない。(意匠法第10条)
	⑯関連意匠制度の有無	有。同一出願に複数の意匠を登録することができ、同一性に実質的変更がないことを理由として拒絶してはならない。(意匠法第10条)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。(意匠法第6条(1))
	⑱意匠分類	有。国際分類
	⑲出願公開制度の有無	無。公開制度はないが、出願受理後に可能な限り速やかに登録、公告される。(意匠法第9A条(1))
	⑳秘密意匠制度の有無	無。ただし、防衛上の理由による所轄官庁が指定した区分について登録官は9月及びさらに1年の公開の延期をすることができる。(意匠法第11条)
	㉑異議申立制度の有無	有。登録の公告日から2月以内に、何人も異議申立を行なうことができる。(意匠法第9A条)
	㉒無効審判制度の有無	有。利害関係人は何時でも無効を登録官に請求することができる。(意匠法第25条)
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用	
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	ジンバブエ共和国 Republic of Zimbabwe (ZW)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2016年7月1日施行施行商標法：Chapter 26:04, 改正 Act No. 3/2010
	③地理的効力の範囲	ジンバブエ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO の加盟国（ルスカ条約）、パンジュール議定書締約国 マドリッド・プロトコール締約国
	⑤商標法の保護対象	商品標章、役務標章、防護標章、証明標章、団体標章 (商標法第7条(1)、第32条、第42条、第100A条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、立体商標、色彩商標 (商標法第2条、第12条、第20条)
	⑦出願人資格	標章を使用又は使用しようとしている者であって登録を希望する者 (商標法第21条(1))
	⑧権利付与の原則	先使用主義 (商標法第10条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。その後10年ずつ更新ができる。 (商標法第23条、第24条)
	⑬グレース・リオド	無。
	⑭不登録対象	(1) 商標として使用した場合に、誤認・混同の虞がある標章 (2) 公序良俗に反する標章 (3) その使用により又は商標権者等の過失若しくは怠慢により誤認・混同を生じる虞がある標章 (4) その使用が法律に反する又は禁止標章として定められた標章 (5) 他の理由により裁判所が保護を受ける権利有しない標章 (6) 原産地名称又は地理的表示として公衆に誤認・混同する虞がある標章 (7) 出所を誤認・混同する虞のある標章 (商標法第14条)
	⑮防護標章制度の有無	有。(商標法第32条)
	⑯周知商標制度の有無	有。(商標法第9E条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第7条(1))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第21条(2))
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。

①国名	ジンバブエ共和国 Republic of Zimbabwe (ZW)	
商標制度	②出願公開制度の有無	無。公開制度はなく、出願が登録査定となると公告される。
	②異議申立制度の有無	有。何人も公告日から2月以内に登録官に異議を申立てることができる。(商標法第22条(2)、商標規則5)
	③無効審判制度の有無	有。利害関係人は裁判所又は登録官に、登録官は裁判所に無効を申立てることができる。(商標法第37条(1)、第38条)
	④不使用取消制度の有無	有。取消請求の5年前から1月前までの間に善意の使用がないときは、不使用取消の対象となる。(商標法第31条)
	⑤商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。
	⑥図形要素の分類	無。
	⑦譲渡要件	無。商標権は、営業とは無関係に譲渡することができる。ただし、譲渡商標が結果として(他人商標との類似等の)無効理由を含む場合、移転は認められない。移転される前又は無効理由を含んだまま移転が認められた日の6月以内に公共の利益に反しない旨の申請を行い、それが認められた場合、無効理由は解消する。(商標法第27条(1)、(2)、(4)、(6))
	⑧費用	
	⑨料金減免措置の有無	無。